

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
-------------------	-----------	------	------	----	-----------

ハ. 規制改革

<p>・スーパー中枢港湾構想の推進</p>		<p>・アジアの主要港を凌ぐ港湾サービスを実現するため、先導的・実験的に民間ノウハウを活かし市場原理に立脚したコンテナターミナルの経営を実現する「スーパー中枢港湾（国際海上コンテナ輸送における構造改革モデル港湾）」を15年度中に指定する予定。</p> <p>・我が国におけるコンテナ物流のコスト・サービスを向上させるために、スーパー中枢港湾の育成のための先導的・実験的施策を含む今後の港湾政策のあり方について交通政策審議会答申がとりまとめられた（H14. 11. 29）。</p>	<p>・H14. 12. 6の第二回スーパー中枢港湾選定委員会において「わが国経済活性化に向けたスーパー中枢港湾のあり方」及び「スーパー中枢港湾指定のための基準」がとりまとめられ、スーパー中枢港湾の役割と課題・あり方及び指定のための基準が定められた。</p> <p>・H15. 1. 14までに、スーパー中枢港湾の指定をめざし、7港湾管理者、1グループの応募があった。（東京都、川崎市、横浜市、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、神戸市・大阪市（1グループとして応募）、北九州市、福岡市）</p> <p>・H15. 2. 24に第三回委員会の議を経て、スーパー中枢港湾候補を選定。（東京都、横浜市、名古屋港管理組合、神戸市・大阪市、北九州市、福岡市）</p>	<p>・港湾管理に係る地方行政の広域連携の実現</p> <p>・次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成</p>	<p>①第156回国会会期末</p> <p>・スーパー中枢港湾候補となった港湾の管理者は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 港湾の広域連携とコスト・サービス構造等の改革の促進、 2) そのために必要な次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成等の手順、 3) これらを支える官民一体となった協力体制の構築、IT基盤等の確保、港湾を核としたロジスティクス機能の拡充、 <p>を具体化するための行動計画（スーパー中枢港湾育成プログラム）を作成</p>
-----------------------	--	--	---	--	---

		<p>・スーパー中枢港湾の育成に向けて、国土交通省港湾局と海事局とが共同で「スーパー中枢港湾選定委員会」を14年10月、12月に開催し、平成15年度中のスーパー中枢港湾の指定に向けて、中枢国際港湾の港湾管理者のなかから候補を募集し、各応募者から目論見書（スーパー中枢港湾育成に向けたアイデア）が提出された。</p> <p>H14. 10. 7第一回委員会開催 H14. 12. 6第二回委員会開催 H14. 12. 11～H15. 1. 14スーパー中枢港湾の指定を目指す港湾管理者を公募 H15. 1. 20～21応募者からのヒアリングを実施。</p> <p>・地方公共団体からの要望に応え、構造改革特別区域法に港湾法等の特例として特区内の重要港湾において行政財産である港湾施設の、たとえば30年間の、貸付けを可能とする制度を創設した。</p>			<p>②平成15年末 ・H15年度中に指定基準に適合する候補をスーパー中枢港湾として指定</p> <p>③それ以降 ・指定されたスーパー中枢港湾の育成プログラムの実施</p> <p>①第156回国国会会期末 ・特区法の特例部分は平成15年4月1日より施行される予定。</p>
<p>・誰もが安心して居住できる生活環境の形成</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・高齢者向け優良賃貸住宅の供給戸数の拡大(平成14年度21,000戸→平成15年度23,000戸)(平成15年度予算措置事項)</p> <p>・高齢者向け優良賃貸住宅の買取に要する費用を補助対象に追加(平成15年度予算措置事項)</p> <p>・高齢者等の住宅資産を賃貸住宅として活用・支援するための預かり家賃保証制度の創設(平成15年度予算措置事項)</p>	<p>・公営住宅団地と社会福祉施設等との併設実績 約800団地(平成13年度末時点)</p> <p>・高齢者等向けの設備を備えた公営住宅の整備実績 約28,000戸(平成13年度)</p> <p>・高齢者向け優良賃貸住宅の認定実績 約12,000戸(平成13年度末時点)</p> <p>・登録住宅の登録実績 約42,000戸(平成14年12月末時点)</p>		<p>・誰もが安心して居住できる生活環境の形成に資する既存・新規の施策について周知徹底</p> <p>・高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進</p>

ホ. その他の制度改革					
スーパー中核港湾構想の推進	国土交通省	再掲			
・地域の実情に応じた公園整備（身近な公園の配置基準の見直し）	国土交通省	身近な公園に関する設置基準について、政令で一律に定めている誘致距離の標準を廃止した。	地域の実情に応じた公園整備の推進。		
・ハザードマップ整備への支援の推進等	国土交通省 内閣府・気象庁・消防庁（富士山ハザードマップ関係）	・洪水ハザードマップの作成を支援するため、平成14年12月時点、154河川で浸水情報となる浸水想定区域を指定・公表。 さらに、作成のための技術マニュアルの整備や自治体等に洪水ハザードマップ作成の必要性等を理解してもらうため、平成15年3月にパンフレットを作成、自治体等に配布。 ・火山活動により被害が想定される29の活火山を対象とした火山ハザードマップの作成に当たり、被害想定範囲の設定等に係る技術的支援及びデータ提供等を実施。	・すでに公表済みのマップと、浸水想定区域をもとにしたマップを合わせて平成14年12月現在214市区町村が洪水ハザードマップを作成。洪水ハザードマップの作成・公表により、防災担当者及び住民が事前に災害時にとるべき行動を想定することが可能となり、災害発生時に被害が軽減される。 ・平成14年度は2つの活火山で公表、14年度末時点で29活火山中26活火山において公表済み。火山噴火や噴火に伴う土砂災害等に対する住民の防災意識向上に寄与した。	精度向上等内容の充実とあわせ、平常時からの情報提供や啓発活動等により、住民等のハザードマップに対する認知状況や防災意識の向上に継続的に努める必要あり	・引き続き、浸水想定区域図の指定・公表に努め、技術マニュアルやパンフレットを用いて市町村へマップの必要性や地域住民への周知徹底を要請していくとともに、洪水ハザードマップの作成・普及主体である市町村に対して、技術的支援を実施していく。 ・特定都市河川について、内水により浸水が想定される区域を都市浸水想定区域として指定・公表する規定を盛り込んだ「特定都市河川浸水被害対策法案」を第157回国会に提出しており、法律の成立、施行に努める。 ・残り3活火山について、平成15年度末公表に向けた作成作業を引き続き支援。 ・既存の火山ハザードマップの改訂に際して、これまでの技術的知見の蓄積を踏まえた支援を推進。
・都市部の海岸の防災対策の推進	国土交通省	・多くの人命や財産が集積する都市部の海岸において、ハードソフト一体となった海岸高潮対策を重点的に実施	・老朽化した海岸保全施設の大規模改良や施設の耐震性強化等による地域の安全性の向上		・平成15年度以降についても引き続き当該施策を推進 ・海岸における高潮・津波ハザードマップ作成マニュアルの取りまとめ
・誰もが安心して居住できる生活環境の形成	国土交通省	再掲			

<p>・大都市圏における貴重な自然環境の保全・再生</p>	<p>国土交通省 農林水産省 環境省 都県市</p>	<p>関係省庁、地方自治体からなる「自然環境の総点検等に関する協議会」を設置し、首都圏において自然環境の総点検を行い、保全すべき自然環境を抽出するとともに、今後、取り組むべき課題を示した(中間とりまとめ、平成14年7月12日)。 そして、平成14年度において、その中から先行検討地域を選定のうえ、具体的な施策の方針を検討し、保全すべき自然環境に関するランドデザインを策定した。</p>	<p>首都圏において自然環境の総点検を行い、広域的観点から保全すべき自然環境として25箇所のゾーン及び河川を抽出。 さらに、その中から6地域を先行検討地域として選定し、具体的な施策の方針を取りまとめ。 そして、保全すべき自然環境に関するランドデザインを策定。</p>	<p>・関係主体間が連携し、役割分担とパートナーシップを形成して、具体的連携施策を実施 ・自然環境の保全に加え、再生・創出を総合的に考慮した都市環境インフラのランドデザインの検討</p>	<p>平成15年度末 ・近郊緑地保全区域の新たな指定等抽出された保全すべき自然環境について、取りまとめられた施策の方針に基づき、関係主体間が連携し、役割分担とパートナーシップを形成して、地域毎の具体的な施策等に取り組む ・自然環境の保全・再生・創出を総合的に考慮した都市環境インフラのランドデザインの策定に取り組む</p>
<p>・国土交通関係の長期計画を一本化 ・緊急措置法の扱い</p>	<p>国土交通省</p>	<p>「社会資本整備重点計画法案」及び「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」について、本年2月4日の閣議決定を受け第156回通常国会に提出。 ・アウトカム(成果)目標に重点を置き、総事業費は内容としない社会資本整備重点計画に一本化 ・都市公園、下水道、港湾の緊急措置法の廃止、治山治水緊急措置法について治水事業に係る規定の廃止、道路整備緊急措置法及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法について、長期計画に係る規定の廃止 等</p>		<p>・法案が成立次第、計画策定に向けた検討を行う</p>	<p>・15年度からの計画の実施に支障のないよう、平成14年度中の新法成立を目指す。</p>

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
2. 資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化 (3)不動産流動化の促進 ・既存オフィスビルの住宅への転用を促進するため、住宅に係る採光に関する規制の合理化(建築基準法に基づく告示の整備)、改修工事の設計施工指針の作成・普及を行うとともに、ファミリー向けの都市型賃貸住宅へ転用する際の助成措置の普及を促進する。	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件」(平成15年国土交通省告示第〇号)の制定。 ・既存オフィスの住宅転用等の促進に向けた技術的方策検討調査委員会において改修工事の設計施工指針を検討。 ・既存オフィスビル等を市街地住宅へ転用する際の助成措置を創設(平成15年度予算措置事項)。 ・転用に係る改良工事費について10%の特別償却制度を創設(平成15年度税制改正事項)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業分野の拡大による民間事業者の潜在的ニーズを顕在化。 		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に係る採光に関する規制の合理化の内容を周知徹底。 ・改修工事の設計施工指針を作成・普及。 ・転用を支援する制度を周知徹底。
3 (2) 都市再生プロジェクト等の活用 ・水辺都市再生の推進	国土交通省	平成15年度予算において、まちづくりと一体的な河川整備を行う「美しい水辺都市の再生」に重点的に投資 (対前年1.05)	市街地整備などまちづくりと一体的な河川整備を推進することにより、効率的に洪水や地震に強い都市の構築や木造密集市街地の解消が図られるとともに、住宅建設など民間需要誘発、雇用創出が期待される。	整備地域の住民などの合意形成に時間を要する。	引き続き、美しい水辺都市の再生を推進する

<p>3 (2) 都市再生プロジェクト等の活用 ・水辺都市再生の推進</p>	<p>国土交通省</p>	<p>○閉鎖性海域での浮遊ゴミの回収と環境監視を過年度から継続して実施（東京湾等4海域） ○汚泥浚渫及び覆砂、干潟・海浜等の造成を過年度から継続して実施。（堺泉北港等17港2海域） ○都市再生プロジェクト決定を受け、首都圏再生会議の下に設置された「東京湾再生推進会議」（内閣官房都市再生本部事務局、関係省庁、7都県市）において、平成14年6月に「東京湾再生のための行動計画」の中間報告がとりまとめられ、年度末には最終報告が取りまとめられた。</p>	<p>○干潟・海浜等の再生・創出や水質等海域環境の改善を図り、潤いのある豊かな自然環境を創出することにより、環境教育施設等に係る民間投資の創出や来訪者に対するサービスを提供する就業機会が増大する。 （施設の供用開始直後より効果が発現されだし、供用期間中継続する。）</p>		<p>①～③： ・過年度からの継続事業に加え、東京湾においては先行的に平成14年度末に策定した「東京湾再生のための行動計画」に基づいた施策を推進する。</p>
--	--------------	--	--	--	---

八. 規制改革

<p>2. 資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化 (3) 不動産流動化の促進 ・既存オフィスビルの住宅への転用を促進するため、住宅に係る採光に関する規制の合理化(建築基準法に基づく告示の整備)、改修工事の設計施工指針の作成・普及を行うとともに、ファミリー向けの都市型賃貸住宅へ転用する際の助成措置の普及を促進する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・「建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件」(平成15年国土交通省告示第 号)の制定。 ・既存オフィスの住宅転用等の促進に向けた技術的方策検討調査委員会において改修工事の設計施工指針を検討。 ・既存オフィスビル等を市街地住宅へ転用する際の助成措置を創設(平成15年度予算措置事項)。 ・転用に係る改良工事費について10%の特別償却制度を創設(平成15年度税制改正事項)。</p>	<p>・新たな事業分野の拡大による民間事業者の潜在的ニーズを顕在化。</p>		<p>・住宅に係る採光に関する規制の合理化の内容を周知徹底。 ・改修工事の設計施工指針を作成・普及。 ・転用を支援する制度を周知徹底。</p>
---	--------------	--	--	--	---

3 (2) 都市再生プロジェクト等の活用
・以下のような都市再生プロジェクトを推進する。
羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、成田高速鉄道等の整備、高規格コンテナターミナルの整備等国際物流拠点の形成。

(3) 湾内ノンストップ航行の実現等

○船舶航行の安全性と海上輸送の効率性を両立させた海上ハイウェイネットワークを構築するため、以下のソフト施策とハード施策を有機的に組み合わせる実施。

・新しい交通体系、管制制御手法等の検討を行っている委員会において、これまでの調査・検討を踏まえ、関係者の意見・ニーズ等を調査するとともに、シミュレーション等を実施し、ITを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行の実現に向けた検討を行った

1) 東京湾船舶交通体系委員会

平成15年2月 第2回委員会

平成15年3月 第3回委員会

2) 東京湾管制制御システム委員会

平成15年2月 第2回委員会

平成15年3月 第3回委員会

3) 東京湾リスクアセスメント委員会

・東京湾で大規模海難が発生した場合の被害想定、安全性と効率性を両立させた新たな交通体系、湾内ノンストップ航行の実現に向けた所要の評価・検討を行うとともに、AISを活用した次世代型航行支援システムの実施設計の一環とした実証実験を行った。

・14年度の検討結果について安全性と効率性の両面からの総合的評価及び関係者の合意形成が必要

②平成15年度末
・委員会を開催し、14年度の結果について安全性と効率性の両面から総合的に検討を行い、最終的な成案を得る。
・東京湾及びその周辺海域においてAISを活用した次世代型航行支援システムの基盤となるAIS陸上局の整備を行う。

・平成14年12月、AIS（船舶自動識別装置）を活用した次世代型航行支援システムの実施設計の一環として、東京湾及びその周辺海域を対象に平成15年度設置予定のAIS陸上局について、AISの通信・識別機能の確認及び有効エリア確定のための実証試験を実施した。

・東京湾等の輻輳海域において高速航行する船舶に求められる運航・性能要件を評価するため、高速船用シミュレータを整備
・シミュレータの機能を評価するため、船員経験者による予備的な実験を開始

・国際海上コンテナターミナルの整備、国際幹線航路におけるボトルネックの解消等の基盤整備を行っている。

・予備的な実験結果を基に輻輳海域での高速航行に係る課題を抽出し、平成15年度に実施するシミュレータ実験のためのシナリオを作成

・国際港湾機能強化のための事業の進捗等が図られた。例えば、18年度の供用を目指して名古屋港飛島埠頭南地区において大水深国際海上コンテナターミナルを着工

・実験シナリオの妥当性、設定された性能・運航要件の妥当性を評価するため、有識者による委員会を立ち上げるなどして検討を行う必要がある。

・国際港湾機能強化のための円滑な事業実施・推進

①第156回国国会期末：
・実際の航行に当たって想定されるシナリオの設定
・シナリオに基づいたシミュレータ実験による性能要件の抽出及び運航体制の提案

・安全性に係る評価指標の作成
・シナリオ、要件に対する検討委員会を立ち上げ

②平成15年末：
・シミュレータ実験を通じ、性能・運航上の要件に対する安全性評価及び要件設定を実施
・航行援助機能の提案

③それ以降：
・必要に応じ実船を用いた実証実験を実施

①～③：
引き続き、国際海上コンテナターミナルの整備、国際幹線航路におけるボトルネックの解消等、国際港湾機能強化のための基盤整備を推進。